# 松前町不妊検査費補助金について

県·市町連携事業

えひめ人口減少対策交付金を活用し、愛媛県と連携して実施します。 夫婦で受けた不妊検査の費用を補助する制度です。

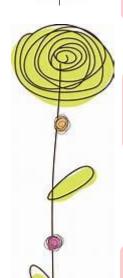
「不妊症の判断のために行った検査」が対象です。
すでに診断されている場合は対象になりません。



#### ≪対象となる夫婦≫ 全てに該当することが必要です



- 不妊検査開始日に妻が 43 歳未満である夫婦
- 夫婦において、人工授精、体外受精又は顕微授精を受けたことがない夫婦
- 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様にある者は、不妊治療後に出生した子どもの認知を行う意向がある
- 他の自治体から同様の補助金の交付を受けていない夫婦
- 町税を滞納していない夫婦



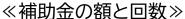
### ≪対象となる不妊検査≫

- 令和5年4月1日以降の1年以内の期間に夫婦が共に受けた不妊検査
- 医師が不妊症の診断のために必要と認めた不妊検査

(例) 不妊検査開始日が令和5年6月1日の場合



令和6年5月31日までの夫婦の不妊検査が対象



- 夫 15,000円
- 妻 15,000円

1組の夫婦につき、1回限りです。

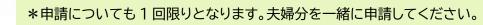
医療保険法の規定 による給付が行われ るものを除きます。 食事代や個室使用料、文 書料については対象外 です。 手続きについては 裏面をご覧ください。



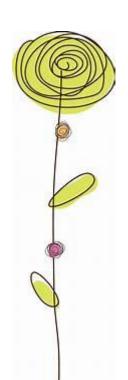
不妊治療、不育症の治療のための

検査及び婦人科検診は含みません。





## ≪交付申請に必要な書類≫



- 不妊検査費補助金交付申請書兼請求書
- 不妊検査受検証明書
- 不妊検査を実施した医療機関が発行した領収書
- 町税の納税状況確認同意書

書類は、ホームページに掲載しています。

子育て支援課 こども家庭センター係 (はぐはぐ) の窓口に もあります。

不妊検査受検証明書は、主治医が記入する書類です。

## ≪交付申請の流れ≫

松前町 こども家庭センター係 はぐはぐの窓口に必要な書類を提出

(審査

不妊検査費補助金交付決定通知書で、審査の結果を通知

 $\sqrt{1}$ 

適当と認めた場合は、申請者が指定する金融機関などの口座へ補助金を交付











### 問い合わせ先

≪住所≫ 松前町筒井710-1 松前町総合福祉センター2階

松前町 子ども家庭センター係 (はぐはぐ)

《電話番号》 089-985-4189

≪開所時間≫ 月~土曜日 8:30~17:15(日・祝日・年末年始は閉所)

提出された書類に虚偽の記載があったり、補助金の申請について不正があったり した場合は、交付決定を取

した場合は、父何决定を り消すことがあります。



